

令和 5 年第 2 回入間東部地区事務組合議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 5 年 12 月 13 日

入間東部地区事務組合管理者 高 畑 博

1 期 日 令和 5 年 12 月 21 日（木）午前 10 時

2 場 所 入間東部地区事務組合大講堂（4 階）

3 付議事件

- （1）第 10 号議案 令和 5 年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
- （2）第 11 号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- （3）第 12 号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- （4）第 13 号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- （5）第 14 号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	佐野正幸	議員	２番	村元寛	議員
３番	前田広子	議員	４番	原田雄一	議員
５番	本名洋	議員	６番	小松伸介	議員
７番	斉藤隆浩	議員	８番	篠田剛	議員
９番	島田和泉	議員	１０番	山田敏夫	議員
１１番	林善美	議員	１２番	細田三恵	議員
１３番	川畑勝弘	議員	１４番	塚越洋一	議員
１５番	久保健二	議員			

不応招議員（なし）

令和５年第２回入間東部地区事務組合議会臨時会議事日程

令和５年１２月２１日（木）

午前１０時 開 会

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 管理者あいさつ

日程第 ４ 議案審議

第１０号議案 令和５年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第１号）

第１１号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第１２号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第１３号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１４号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

日程第 ５ 閉会中の継続調査の申し出について

閉 会
議会議長

△出席議員（１５名）

１番 佐 野 正 幸 議員

２番 村 元 寛 議員

３番 前 田 広 子 議員

４番 原 田 雄 一 議員

５番 本 名 洋 議員

６番 小 松 伸 介 議員

７番 斉 藤 隆 浩 議員

８番 篠 田 剛 議員

9 番	島 田 和 泉 議員	1 0 番	山 田 敏 夫 議員
1 1 番	林 善 美 議員	1 2 番	細 田 三 恵 議員
1 3 番	川 畑 勝 弘 議員	1 4 番	塚 越 洋 一 議員
1 5 番	久 保 健 二 議員		

△欠席議員 な し

△本会議に職務のため出席した者の職氏名

辻 本 貴 徳	事務職員	新 井 良 輔	事務職員
---------	------	---------	------

△地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

高 畑 博	管 理 者	星 野 光 弘	副 管 理 者
林 伊佐雄	副 管 理 者	工 藤 淳	会 計 管 理 者
宮 寺 和 美	事 務 局 長	高 橋 映 治	次 長 兼 総 務 課 長
中 川 一 諭	消 防 長	上 田 安 孝	次 長 兼 予 防 課 長
石 塚 孝	消 防 総 務 課 長	浦 野 哲 也	警 防 課 長
小 嶋 学	救 急 課 長	長谷川 義 兼	指 揮 統 制 課 長
関 根 敏 行	西 消 防 署 長	大 野 一 郎	東 消 防 署 長

△開会及び開議の宣告（午前１０時００分）

○山田敏夫議長 ただいまの出席議員は15人です。

議員の出席が定足数に達しておりますので、議会の成立を認め、ただいまから令和５年第２回入間東部地区事務組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎議会運営委員長の報告

○山田敏夫議長 議会運営委員会の報告を求めます。

久保委員長。

○久保健二議会運営委員長 おはようございます。ご報告を申し上げます前に、先般実施いたしました令和５年度議員視察研修につきましては、議員皆様方には公私ともにお忙しいところ、多数ご参加いただきまして、誠にありがとうございます。無事に終了することができましたことを、この場をお借りいたしまして、改めてお礼とご報告を申し上げます。

本日午前９時30分より議会運営委員会を開催し、本臨時会における議事運営について協議いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、本臨時会における議事運営についてご報告いたします。提出議案につきましては、令和５年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第１号）、入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例のほか、条例改正が３件、合わせて５件でございます。

次に、資料要求について、提出がなかったことを確認いたしました。

また、閉会中における継続調査の件につきましては、議長宛てに申出を行うことに決定いたしました。

会期につきましては、執行部から提出議案の概要説明を受け、協議いたしました結果、本日１日とすることに決定いたしました。

なお、日程につきましては、お手元に配付されております議事日程（案）のとおりとすることに決定いたしましたので、お手数ではありますが、議事日程（案）の（案）を二重線等で消すことをお願いいたします。

以上、本臨時会の運営が円滑に行われますよう皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。ご報告といたします。

○山田敏夫議長 ただいまの委員長報告に対し、質疑を受けます。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終了いたします。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○山田敏夫議長 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第88条の規定により，13番・川畑勝弘議員，14番・塚越洋一議員を指名いたします。

△日程第2 会期の決定

○山田敏夫議長 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は，本日1日にしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日1日と決定いたしました。

◎例月出納検査結果の報告

○山田敏夫議長 ここで，報告いたします。

例月出納検査の結果報告の写しはお手元に配付しております。

◎出席説明員の報告

○山田敏夫議長 地方自治法第121条の規定による説明員は，お手元に配付しております説明員一覧のとおりになっておりますので，ご了承願います。

△日程第3 管理者あいさつ

○山田敏夫議長 日程第3，管理者あいさつを行います。

高畑管理者。

○高畑 博管理者 皆さん，こんにちは。開会に当たりまして，一言ご挨拶を申し上げます。

本日は，令和5年第2回臨時会を招集いたしましたところ，議員の皆様方にはご多用の中ご出席を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，国内では，例年以上にインフルエンザが猛威を振るっております。県内においては，10月の調査により，1医療機関当たりの報告数が国の定める基準値を超え，統計開始後，最も早い流行警報が発令されるなど，高い水準が続いております。これから年末年始を迎える

に当たって、インフルエンザだけでなく、新型コロナウイルス感染症の同時流行にも備えておく必要があることから、多様化する要請に対し、柔軟かつ適切に対応してまいります。

次に、消防行政関連について、当組合管内の本年中の災害発生状況をご報告いたします。初めに、火災出動件数でございますが、本年1月1日から11月30日までで38件発生しております。昨年と比較して5件増加となっております。このうち建物火災は16件で、全焼火災が5件となっております。火災による死傷者につきましては死者はなく、負傷者は5名となっております。今の時期は、空気が乾燥し、気温の低下による暖房器具を使用する機会が増加することから、火災の発生しやすい時期となっております。管内26万人の住民の皆様が安心、安全に過ごせるよう、年末年始の特別警戒を含め、火災予防に努めてまいります。

次に、救急出動件数でございますが、本年1月1日から11月30日までで1万3,917件発生しており、昨年と比較して504件の増加となっております。救急出動件数につきましては、過去最多となった昨年の1万4,970件を更新する増加傾向となっているところでございますが、増加する救急需要に対し、行政サービスが低下することのないよう、万全の体制をもって対応してまいります。

なお、新年1月7日に三芳町役場におきまして消防出初式を挙行いたしますので、議員の皆様のご臨席を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、衛生行政関連についてご報告いたします。しののめの里の利用状況でございますが、本年4月1日から11月30日までで火葬件数は2,403件、式場利用件数は342件となっております。昨年と比較して、火葬件数は75件の減少、式場利用件数は1件増加しております。引き続き、皆様が安心してご利用いただけるよう、万全を期し、施設運営を行ってまいります。議員の皆様には、引き続き変わらぬご理解、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、本臨時会に提案しております案件は、議案5件となっております。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

△日程第4 議案審議

◎第10号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第1号）

◎第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

◎第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

◎第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◎第14号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例

○山田敏夫議長 日程第4、議案審議を行います。

これより本臨時会に提出されました議案の上程を行います。

職員に議案名を朗読させます。

○辻本貴徳事務職員（議案名朗読）

○山田敏夫議長 以上、議案5件を上程いたします。

これより管理者から提案理由の説明を求めます。

高畑管理者。

○高畑 博管理者 それでは、本臨時会に上程いたしました議案の提案理由を申し上げます。

初めに、第10号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算を補正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

続きまして、第11号議案から第14号議案までの条例につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものでございます。

まず、第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、組合議会議員の期末手当について改定するため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

次に、第12号議案 入間東部地区事務組合管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、管理者及び副管理者の期末手当について改定するため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院勧告を鑑み一般職の職員の給与について改定するため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

最後に、第14号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例でございますが、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、燃料電池発電設備等の位置、構造及び管理の基準等を定めるため、本条例の一部を改正したく、提案するものでございます。

提案理由は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 以上で議案の上程を終了いたします。

第10号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第10号議案 令和5年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第1号）

につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書（第 1 号）を御覧ください。

初めに、歳入歳出予算補正額につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ49万1,000円を増額補正し、補正後の予算額を40億4,861万5,000円とするものでございます。

第 2 条の地方債につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けたことにより、事業債の見直しをするため、地方債の限度額を補正するものでございます。

補正の内容についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、参考資料 1 の令和 5 年度入間東部地区事務組合一般会計補正予算（第 1 号）概要を御覧ください。（2）の歳入の内容につきましてご説明申し上げます。

まず、①、分担金及び負担金でございますが、これは令和 4 年度からの繰越金確定及び本補正内容を踏まえ、構成市町からの負担金について、それぞれ目的ごとに補正するものでございます。

次に、②の国庫支出金でございますが、緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けたことにより補正するものでございます。

③、寄附金でございますが、中高層建築物の建築に伴う消防力強化のための協力金がありましたので、補正するものでございます。

④、繰越金でございますが、前年度決算により確定した繰越金について、経費ごとに補正するものでございます。

最後に、⑤、組合債でございますが、事業債区分を見直したことによる補正でございます。

詳細につきましては、参考資料 1 の裏面の 2、地方債の補正として、事業ごとに補正前と補正後を記載してありますので、割愛させていただきます。

次に、（3）の歳出の内容についてご説明いたします。①、総務費の一般管理費につきましては、構成市町からの派遣職員についての負担金を補正するものでございます。

②、警防費の災害対応特殊救急自動車購入事業及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入事業に対する補助金の交付決定による財源内訳更正になります。

③、指揮統制費の消防指令システム及び消防無線システム実施設計事業のうち、消防無線システム実施事業が充当率及び地方交付税措置率の有利な緊急防災・減災事業債の対象事業とされたことによる財源内訳更正になります。

④、消防施設費の消防庁舎空調設備更新事業の事業債区分変更による財源内訳更正になります。

最後に、⑤、消防装備近代化基金積立金でございますが、歳入において、寄附金の増額に合わせ、基金積立金を補正するものでございます。

補正予算の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

また、質疑の方法については、申し合わせ事項により、歳入歳出を一括で質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、予算書のページ数や予算科目を示してから質疑を行うようお願いいたします。

それでは、質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 資料の2ページのほうの地方債の補正の(3)のところで補正後に一般事業債は4,320万ですが、県貸付金というのが1,440万入っていますが、この経緯についてご説明ください。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

こちらの県貸付金につきましては、一般事業債で充当できなかった部分について、県で行っておりますふるさと創造貸付金の貸付けを受けることによって、当初一般事業債では75%の充当率というところだったのですが、残りの25%部分についてこちらのふるさと創造貸付金を借り受けることによって、起債による貸付けを100%にすることで後々の返済の平準化を図っていくというところでございます。

以上でございます。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 ということは、一般事業債が満額できなかったのも、その残りの分ということなのですが、県貸付金と地方債の性格についてですが、若干説明をお願いします。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

こちらの埼玉県ふるさと創造貸付金についてでございますが、こちらの事業の概要につきましては、市町村や一部事務組合が行う公共施設等の社会基盤整備をはじめとする建設事業など、地方財政法第5条等に基づく適債事業に対し貸付けを行うというものでございます。

以上でございます。

○山田敏夫議長 塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 理解できました。

その下の(4)の消防指令システム及び消防無線システム実施設計事業ということで起債の変更がございまして、本年度、12月でございますので、あと1月、2月、3月ですが、この設計事業の進捗状況、来年度に大きな事業入ってくると思いますので、どんな状況か説明してください。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、既に実施設計が完了しておりまして、来年度予算編成に向けた金額が提示されているところでございます。令和6年度当初予算、3月の議会でそちらの部分について予算計上を予定しているところでございます。

以上でございます。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第10号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

〔3番前田広子議員退席〕

○山田敏夫議長 第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第11号議案 入間東部地区事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和5年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、議会議員の期末手当を支給月数0.1月分引き上げるため、改正を行うものでございます。

第1条にて令和5年度分を、第2条にて令和6年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和5年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和6年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第11号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

ただいまの出席議員は14人です。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○山田敏夫議長 挙手多数であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

第12号議案 入間東部地区事務組管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第12号議案 入間東部地区事務組管理者及び副管理者の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本条例は、令和5年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定に伴い、管理者及び副管理者の期末手当を支給月数0.1月分引き上げるため、改正を行うものでございます。

第1条にて令和5年度分を、第2条にて令和6年度以降分を定めております。

施行及び適用につきましては、第1条の施行日は公布の日とし、令和5年12月1日に遡及して適用。第2条の施行日は、令和6年4月1日となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第12号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

ただいまの出席は14人です。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○山田敏夫議長 挙手多数であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

〔3番前田広子議員復席〕

○山田敏夫議長 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

事務局長。

○宮寺和美事務局長 第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料3を御覧ください。

1の改正概要になりますが、本条例は、令和5年人事院勧告及び構成市町の動向を踏まえた当組合職員の給与改定を行うものでございます。

参考資料3の1ページの下段になりますが、2の(3)を御覧ください。職員の給与改定に当たりましては、初任給をはじめ、若年層に重点を置いて給料表の改定を行うほか、期末勤勉手当の支給月数を引き上げる改正内容となっております。

給料表の平均改定率は1.03%、期末勤勉手当は0.05月の引上げとなり、年間4.4月から4.5月となるものでございます。

改正条例の適用につきましては、給料表改定は令和5年4月1日に、期末手当及び勤勉手当改定は令和5年12月1日に遡及して適用します。第2条の規定は、令和6年4月1日に施行となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。今回人事院勧告というところで給与の引上げということかと思えます。今回の人事院勧告の中でも会計年度任用職員も引き上げるということで、国のほうでもそういう流れができています。会計年度任用職員については今回入っていないわけですが、どう考えてきたのか伺いたいと思います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 会計年度任用職員につきましては、年度当初、そのときで金額的にはベースアップしております。ただ、今通知の中でも基準改定と一緒に合わせてすべきだというのがありますが、これは構成市町と合わせてやっていきたいと思っておりますので、今後構成市町と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

○山田敏夫議長 川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 確かに構成市町、3つの町で構成されているわけですが、しかしながら会計年度任用職員も大きな担い手となっているところから、やはり組合としてしっかり議論すべきというふうに思うわけですが、組合側としての考えはどうなのでしょう、伺います。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 現在今、組合としては、会計年度任用職員が2名でございます。ただ、来年度は多分このままいくと1名になります。実際、構成市町から負担金をもらってやっておりますので、この辺は構成市町と連携を取りながら、協議しながら進めてまいりたいと思

ております。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 どうもご苦労さまです。今回の給与改定なのですが、一つ近隣とのバランスということで、構成団体と調整を図ってということで準拠する形になるのですが、やはり昨今人口減少の中で新規卒業者が減ってくるという状況で、これから人材の確保大変難しくなってくるのではないかなと思います。そういう点で、初任給水準を例えば東京都だとか近隣の県南自治体と比べてどうなのかというのは、今回の提案の中でどのような検討をされたのか分かりましたらお答えください。

○山田敏夫議長 事務局長。

○宮寺和美事務局長 都内とかとは比べている状況ではないのですが、どうしても構成市町、当組合は特にふじみ野市を参考にしていますので、そちらに合わせてやらせていただいております。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第13号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

川畑勝弘議員。

○13番川畑勝弘議員 13番、川畑です。第13号議案 入間東部地区事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど会計年度任用職員の質問をさせていただきました。3つの市町の構成団体ということでもありますが、やはり組合として考えをしっかりと示しながら議論をしていただきたいというふうに思います。今後、会計年度任用職員も少なくなるといえども、やはりそれなりの役割、担い手となっているわけですから、ぜひその点を考えていただくことを要求しまして賛成討論といたします。

○山田敏夫議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

第14号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

担当者に議案内容について説明を求めます。

消防長。

○中川一諭消防長 第14号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、蓄電池設備等の位置、構造及び管理の基準等を定めるため、入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、蓄電池設備に係る基準の見直しに関する事項につきましては、これまでアンペアアワー・セルという単位を用いて区分していたものを、規制の対象となる蓄電池設備を電気エネルギー貯蔵システムの安全性を分類する際、一般的に用いられている蓄電池容量キロワット時を用いて区分するとともに、蓄電池の電槽部分について、これまではアルカリ蓄電池以外の蓄電池は耐酸性の床または台上に設けなければいけなかったところですが、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外については耐酸性の床等に設けなくてもよいこととするものでございます。

また、これまで屋外に設ける蓄電池設備につきましては、雨水等の浸入防止措置の講じられたキュービクル式のものとしなければいけなかったものを、キュービクル式以外のものであっても、雨水等の浸入防止措置の講じられた状態に収められたものであればよいこととするものでございます。

次に、固体燃料を用いた火気設備の離隔距離の見直しに関する事項についてでございますが、対象火気設備等の離隔距離を定めている別表に、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○山田敏夫議長 これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 塚越です。本条例の提案によりますと、設置基準が緩くなったというふうな今の説明なのですが、緩くなっても大丈夫だというのは、最近蓄電池設備大変増えていましてけれども、それらの技術的水準が向上したとか、いろいろ理由はあると思うのですが、その辺についてご説明をお願いいたします。

- 山田敏夫議長 消防長。

- 中川一諭消防長 お答え申し上げます。

こちら今回の改正につきましては、おっしゃっているように、蓄電池設備の部分が主な部分になるわけですが、この蓄電池設備につきましては、昨今、再生可能エネルギー等々の普及によりまして、いろいろなものが普及してきている中で、その事例を踏まえて火災の発生件数が少ないというところで今回の規制の緩和が行われているというふうに捉えているところでございます。

以上でございます。

- 山田敏夫議長 塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 そうすると、数は増えているけれども、火災件数が少ないということで緩和措置がなされてきたということですね。そうすると、この対象となっている蓄電池設備は、管内での設置状況、これについては把握されているのでしょうか。

- 山田敏夫議長 休憩します。

.....

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時44分

.....

- 山田敏夫議長 再開します。

消防長。

- 中川一諭消防長 お答え申し上げます。

大変申し訳ございません。管内の数については把握しておりません。

以上でございます。

- 山田敏夫議長 塚越洋一議員。

- 14番塚越洋一議員 多分大変件数は多いと思うのですが、ただ条例があって、その対象になっていて状況が把握できていないというのは多分全国的にそうなのでしょうけれども、なかなか難しい問題ではないかなというふうに思うのです。そして、この条例の実効性を確保していくためには、今回緩和されたとはいえ、どのような体制で安全確保等についてチェ

ックをしていくのか、予防行政の視点からご答弁いただきたいと思います。

○山田敏夫議長 消防長。

○中川一諭消防長 お答え申し上げます。

今回の条例改正を踏まえて、担当する予防課においてしっかりと検査等々を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○山田敏夫議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております第14号議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論のある方は順次発言をお願いいたします。

塚越洋一議員。

○14番塚越洋一議員 第14号議案 入間東部地区事務組合火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、賛成いたします。若干意見を述べておきたいと思います。

まず、全体の状況が消防行政として把握できない現状については、多分全国的な問題でございますので、これはやはり県や国と連携しながら、実態把握ができるようにしていくことを望みたいというふうに思います。

なお、蓄電池等については製造物責任というような面が多いと思うのですが、しかし火災予防という視点からは、独自の予防、査察、チェック体制が必要だと思っておりますので、予防行政の人的充実を含めて課題であることを指摘しておきたいと思っております。

以上、よろしくお願いします。

○山田敏夫議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 これをもって討論を終了いたします。

これより第14号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○山田敏夫議長 挙手全員であります。

よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

.....

△日程第5 閉会中の継続調査の申し出について

○山田敏夫議長 日程第5，閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から，会議規則第111条の規定により，次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について，閉会中の継続調査の申出がありました。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって，委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

◎管理者あいさつ

○山田敏夫議長 挨拶のため管理者から発言を求められておりますので，これを許可します。

高畑管理者。

○高畑 博管理者 閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては，ご提案申し上げました各議案に対しまして，慎重なるご審議の上，ご可決を賜り，誠にありがとうございました。

議員の皆様からいただきましたご意見やご提案につきましては，今後の組合運営に生かしてまいります。

そして，今後におきましても，管内における住民の安全安心と衛生的な生活環境の確保を図るため，職員一丸となり業務に邁進してまいりますので，引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが，議員の皆様には改めまして今年1年のご厚情に感謝申し上げますとともに，健やかな新年を迎えられますよう祈念申し上げまして，閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

.....

△閉会の宣告（午前10時50分）

○山田敏夫議長 お諮りいたします。

本臨時会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。よって，会議規則第8条の規定により閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○山田敏夫議長 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和５年第２回入間東部地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。